

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

平成26年6月
国土交通省
港湾局総務課

1. 背景

第186回国会において、国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資、国際戦略港湾における無利子貸付制度の対象施設の拡大、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成26年法律第33号）（以下「改正法」という。）が成立し、平成26年5月1日に公布された。

今般、改正法について、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることに伴い、同法の施行期日を定める。

2. 概要

改正法の施行期日を平成26年7月1日とする。

3. スケジュール（予定）

閣議：平成26年6月24日（火）
公布：平成26年6月27日（金）
施行：平成26年7月1日（火）